収受日		分類	05-03-03
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和6年 4月24日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 ※※　　黒川 恭祐
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	面談記録について（令和６年４月24日、逗子警察、県監査グループ）		
公開件名	面談記録について（令和６年４月24日、逗子警察、県監査グループ）		
要旨	このことについて、別紙のとおり供覧します。		

供覧者				
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	杉崎 徹	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	黒川 恭祐	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　　障がい福祉課

件　　名	児童福祉法給付費の不正請求について
日　　時	令和６年４月 24 日９時 00 分～10 時 30 分頃
場　　所	逗子警察署２階
相手方出席者	逗子警察署刑事課知能犯係 [redacted]氏 県障害サービス課監査グループ　青木氏
市側出席者	障がい福祉課：黒川課長　栗原係長
記　録　者	障がい福祉課　黒川　　令和６年４月 24 日作成
面談内容	【経緯】 ・　県は、本市内の放課後等デイサービス事業所に対し、不正請求等の理由により、指定の取消し（R6.3.31）を行った。 ・　県は、本件に係る告訴関係について相談するため事前に日程調整の上、逗子警察署を訪問し、市職員も同行した。 （県より、本件は不正請求のため、告訴する場合は、支給元の自治体からの提訴が通常とのことだった。） ・　県が、警察に本件の経緯・内容を説明後、相談に入る。 【相談要旨】 （警察）本件の告訴は、対象により重い処罰を科したいということ。行政処分が完了しているところで、本件が告訴された場合、どのような結果（起訴、不起訴）になるかは警察からは何とも言えない。本件が告訴された場合、事実確認のため、対象の保護者に聞き取りし調書を作成することになる。 （県）保護者に影響がでる。保護者に対応を求めることは難しいと考える。 （警察）協力してくれる保護者の分のみに絞って告訴することもできる。また、裁判所に保護者の出頭を依頼する場合もあり得る。 【所見】 他自治体では、対象事業者が返還金を支払わずに所在が不明になった場合等に告訴した事例がある。本件は、指定取消という重い行政処分があり、返還金・加算金の納付も完了している。本件について、対象保護者の負担が見込まれていること、また、現状より重い処罰を科せる可能性は低いと考えられることから、告訴する必要はないものと考える。

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

収受日		分類	05-03-03
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和6年 7月11日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 ※※　　黒川 恭祐
処理期限			
保存期間	５年		
開示区分	公開		
不開示理由			
件名	面談記録について（令和６年７月11日、逗子警察）		
公開件名	面談記録について（令和６年７月11日、逗子警察）		
要旨	このことについて、別紙のとおり供覧します。		

供覧者

供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	杉崎 徹	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	黒川 恭祐	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	総務部	参事	鈴木 紀夫	供覧済み
供覧者	総務部	次長	西海 隆	供覧済み
供覧者	総務部	部長	三ッ森 篤史	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

2-②添付
1/2

面　談　記　録

担当課　障がい福祉課

件　名	児童福祉法給付費の不正請求について
日　時	令和６年７月 11 日 10 時 00 分～10 時 20 分頃
場　所	逗子警察署２階
相手方出席者	逗子警察署刑事課知能犯係 [redacted] 氏
市側出席者	総務部：鈴木参事、障がい福祉課：黒川課長　栗原係長
記　録　者	障がい福祉課　黒川　　令和６年７月 11 日作成
面談内容	【経緯】 ・放課後等デイサービス事業所の不正請求等について、市議会において調査特別委員会が設置（5 月 17 日開催）され審議が継続している。 ・６月 20 日、本件の真相を究明するため市が告訴すべき旨の決議があり、対応について相談するため、事前調整の上、逗子警察署を訪問した（前回、県職員と当課訪問、４月 24 日）。 【相談要旨】 （市）（非親告罪案件として）警察は、本件の捜査を進める意向はあるか。 （警）市職員や市議が、事業所に便宜をはかった等の状況がない中では、本件の捜査は行わない。 （市）市が告訴した場合、どのような捜査を行うか。 （警）架空請求なのか、回数・時間の水増しか、代替支援や電話通話は実際にあったのか等の事実を確認していく。 （市）保護者にかなりの負担が見込まれるか。 （警）（調書作成のため）見込まれる。保護者に確認する際、市が間に入ってくれれば、警察としては助かる。 （市）（本件は）見通しとして、公判請求されるのか。 （警）警察としては何とも言えない。公判までいくかは、わからない。 （市）不起訴になった場合、その記録を見ることができないか。 （警）見ることはできない。万一、検察審査会にかけられれば可能性はあるかもしれない。 （市）（告訴した場合）捜査情報は市に明らかにされるか。 （警）捜査情報は共有できない。公判まで行った場合は、その場で明かされると思われる。今後、市の方針が決まったら教えてほしい。 【所感】

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

2-②添付 2/2

面　談　記　録

担当課　　障がい福祉課

	市は、返還金・加算金の徴収により財産上の被害は解消済みである。期間が経過している中での事情聴取は、子どもの通所先が閉鎖した保護者へのさらなる負担になること、不起訴・処分保留の場合、捜査情報を共有することはできないことから、告訴する必要性は低いと考える。　　了

この情報は、逗子市情報公開条例に基づき交付したものです。
逗　子　市

収受日		分類	00-09-00
発信元文書の日付		文書番号	
供覧日	令和7年 3月25日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 ※※　　黒川 恭祐
処理期限			
保存期間	1年		
開示区分	非公開		
不開示理由	その他		
件名	児童福祉法給付費の不正請求について		
公開件名	児童福祉法給付費の不正請求について		
要旨	このことについて別紙のとおり供覧します 3月25日、市長、副市長に相談の上、面談記録中の対応案1とすることとした。 後刻、逗子警察署刑事課に電話にて市から情報提示はしない旨を回答した。		

供覧者				
供覧者	障がい福祉係	主事（3級）	杉崎 徹	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	栗原 富士子	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	黒川 恭祐	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

面　談　記　録

担当課　　障がい福祉課

件　　名	児童福祉法給付費の不正請求に係る刑事告発について
日　　時	令和７年３月 14 日 15 時 10 分～17 時 00 分頃
場　　所	逗子市役所１階相談室１
相手方出席者	逗子警察署刑事課知能犯係 [redacted]
市側出席者	障がい福祉課：黒川課長　栗原係長
記　録　者	障がい福祉課　黒川　　令和７年３月 14 日作成
面談内容	【面談の目的】 ・逗子警察署職員が標記の相談のため日程調整の上来庁した。 【相談概要】 ・不正請求への告発があり、警察は当該事業所の利用者に利用実態を調査する必要がある。 ・ついては、利用者の心情に配慮し、市から利用者に対し、警察からの調査への諾否を確認してほしい。 ・警察から市への依頼に文書が必要であれば、捜査関係事項照会書を提出する。 ・市が利用者に調査の諾否を確認した場合、警察は、調査に応じない利用者への調査は行わない。 ・市が利用者への確認や情報提示等に応じない場合、警察は市に対して、本件資料を強制的に差し押さえする方法をとる。 ・市内部で対応を検討し連絡する旨、警察に回答した。 ・その他、警察から市側に対し、代替支援の内容、サービスの利用方法、事業所の請求方法、県や国保連の役割等の質問があり回答した。後日、同様の聞き取り調査を再度行いたいとのこと。 【対応案】 警察が裁判所から差押許可状を取得した場合、市の所有する利用者の情報は、強制的に警察に確保される。 案１）市から警察に情報は提示せず、強制的な差押が実施された場合に応じる。 案２）市から利用者に文書を発送し、警察からの調査への諾否を確認し、承諾した利用者の連絡先を警察へ伝える。なお、警察には本件の依頼に関する文書の提出を求める。 ※案２とすると、市は告訴した場合と同様の対応となる。 【参考】 ・対象の利用者は 25 人 ・市から警察への面談　①R6.4.24　②R6.7.11　　了

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

収受日	令和8年 4月14日	分類	00-10-02
発信元文書の日付	令和8年 4月10日	文書番号	8逗障福収第4号
供覧日	令和8年 4月14日	起案者	障がい福祉課 障がい福祉係 係長　黒川 恭祐
処理期限			
保存期間	10年		
開示区分	非公開		
不開示理由	第５条第２項第２号　法人情報		
件名	捜査関係事項照会書		
公開件名	捜査関係事項照会書		
要旨	このことについて、別添のとおり供覧します。		

供覧者				
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	篠原 葵	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（２級）	岡本 康佑	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主事（３級）	桑原 由侑子	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主任	細野 翔太	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	主査	松永 典子	供覧済み
供覧者	障がい福祉係	係長	黒川 恭祐	供覧済み
供覧者	障がい福祉課	課長	沼田 千亜紀	供覧済み
供覧者	福祉部	次長	堀田 昌希	供覧済み
供覧者	福祉部	部長	石井 聡	供覧済み

供覧者

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

-8.4.14
逗子市

2-④添付1

様式第48号（刑訴第197条）　　逗刑発第　2609　号

捜査関係事項照会書

令和　8　年　4　月　10　日

逗子市長　　殿

神奈川県　　逗子　　警察署長

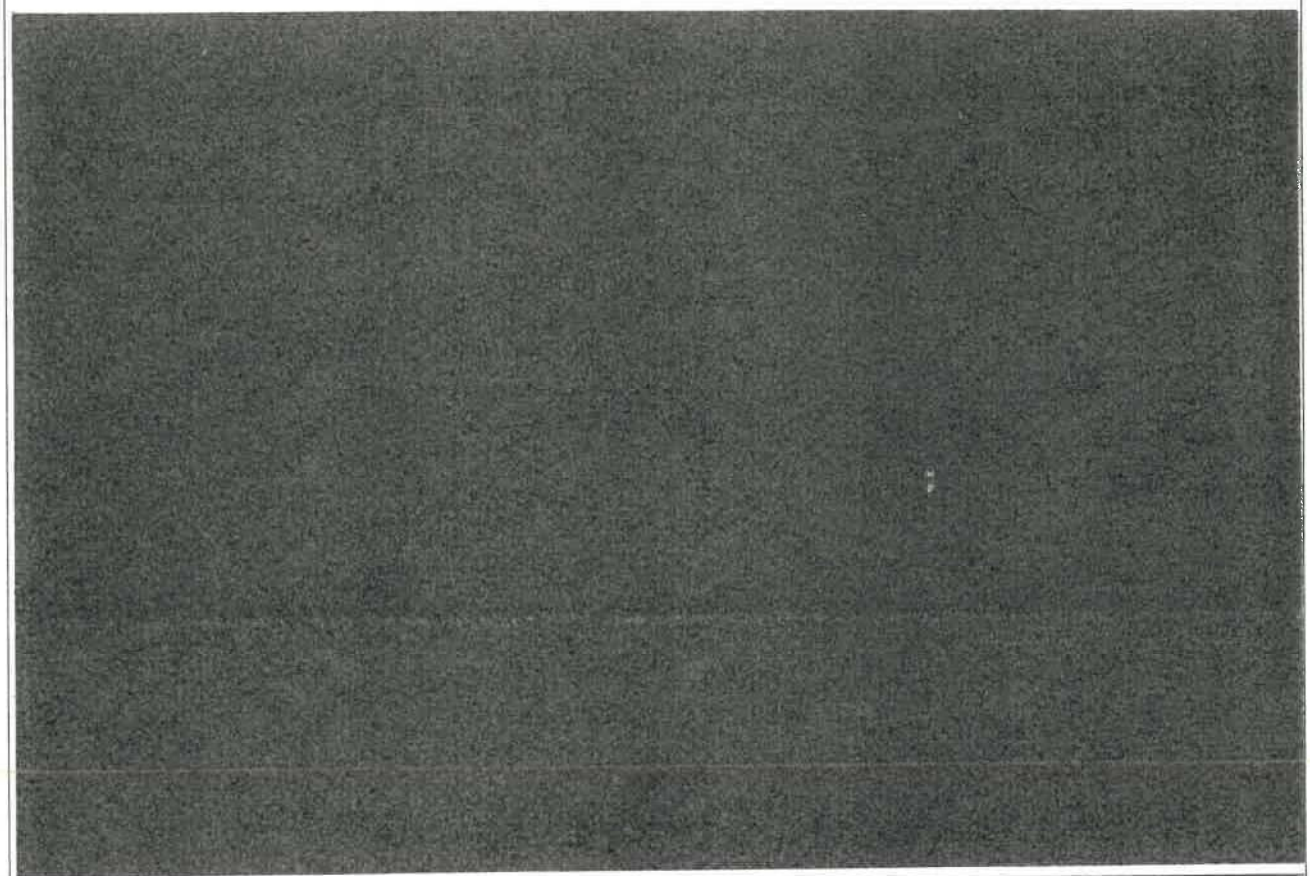
司法警察員　警視　　大越　紀之

捜査のため必要があるので、下記事項につき至急回答願いたく、刑事訴訟法第197条第2項によって照会します。

なお、みだりに本照会に関する事項を漏らさないよう、同条第5項によって求めます。

記

照　会　事　項



【照会警察署の所在地】　〒　249-0005
神奈川県逗子市桜山4-8-41　神奈川県逗子警察署
【担当者氏名】　刑事課　[redacted]　（電話 046-871-0110（内線351））

（注意）本文後段の記載は、必要がないときは削ること。

逗子警察署刑事課2026-100292

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市

2-㊦.添付2

2 4 9 0 0 0 5

神奈川県逗子市桜山四丁目八番四一号

神奈川県逗子警察署 行

刑事 課（[redacted]）

2 4 9 8 6 8 6

逗子市逗子5-2-16

逗子市役所
障がい福祉課 御中

郵便番号 249－0005
神奈川県逗子市桜山４丁目８番41号
神奈川県逗子警察署
電話 046（871）0110（代表）
刑事課 知能犯係 永井像

この情報は、逗子市
情報公開条例に基づき
交付したものです。
逗　子　市